平成２４年（フ）第８６８８号
東京都新宿区新宿１―36―３グローリービル３階
破産者　株式会社ファーストステップ
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６８９号
東京都目黒区柿の木坂２丁目11―15―301
破産者　吉野翔太郎
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６９６号
東京都西東京市泉町２丁目17番18号
破産者　株式会社フルサポート
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６９７号
東京都西東京市谷戸町３丁目11―９―202
破産者　嵯峨　直明
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７０８号
東京都中央区日本橋馬喰町１丁目３番６号
破産者　ビー・アイモントル株式会社
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７１３号
東京都目黒区平町１丁目27番11号―４Ｆ
破産者　有限会社Ｄ―Ｌａｂｏ
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７１４号
神奈川県横浜市神奈川区神大寺２丁目９―６―501
破産者　松本健太郎
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５６１号
東京都清瀬市松山１丁目11―21　ブリリアント・Ｉ―202
破産者　小林すみ枝
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７１９号
東京都大田区大森北１丁目13―16―803
破産者　寺谷　明美
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７５４号
埼玉県川口市東川口４丁目４―29―405
破産者　山崎　裕貴
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７５５号
埼玉県川口市東川口４丁目４―29―405
破産者　山崎　直子
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７９１号
東京都世田谷区野毛２丁目11―14―102
破産者　漆畑　直人
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８１５号
千葉県松戸市栄町８丁目685―16
破産者　植村　和也
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８１７号
神奈川県川崎市中原区上小田中６丁目25―１―202
破産者　盛　　雅美
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８２２号
東京都大田区北千束２丁目40―２
破産者　砥田陽一郎
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８２９号
東京都墨田区立花６丁目８―２―1017
破産者　鈴木アナベルこと　スズキ　アナベル　オリノ
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８３５号
東京都稲城市向陽台６丁目11　ビスタノーレ向陽台１―305
破産者　菊池　廣一
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６３号
札幌市南区澄川５条９丁目７番21号
破産者　有限会社寺田機械商事
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９９号
埼玉県上尾市上1775番地１
破産者　株式会社ナレッジシステムプラネット
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４００号
埼玉県上尾市柏座３丁目１番５号　柏座パステルプラザ105
破産者　岡澤　清勝
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８１０号
宮城県仙台市青葉区愛子東２丁目３番24号
破産者　有限会社アカンサス
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９２２号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目29番18号
破産者　株式会社Ｈａｇａｓｈｏ
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係